

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 2 月 27 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

厚生年金保険関係 2 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600189 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600085 号

第 1 結論

昭和 19 年 10 月 10 日から昭和 22 年 8 月 15 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の A 社及び B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 22 年 8 月 15 日から昭和 24 年 9 月 3 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 26 年 1 月 1 日から昭和 27 年 2 月 24 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の D 社 (現在は E 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (子)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
厚生年金記号番号 :
生 年 月 日 : 大正 4 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 10 日から昭和 22 年 8 月 15 日まで
② 昭和 22 年 8 月 15 日から昭和 24 年 9 月 3 日まで
③ 昭和 26 年 1 月 1 日から昭和 27 年 2 月 24 日まで

請求期間①については、父 (訂正請求記録の対象者) は徴用により昭和 19 年 10 月から F 県 G 市に所在していた B 社で勤務し、終戦後には、徴用前に勤務していた同県 H 市に所在していた A 社に戻って勤務したが、国の年金記録では、父は昭和 19 年 10 月 10 日に A 社の厚生年金保険被保険者資格を「解雇」により喪失している。戦時中は、就職も軍の管理下にあり、自由な転職はできない上、「解雇」により厚生年金保険被保険者資格を喪失しているということは、徴用令書による転籍であったようである。

請求期間②については、父が I 県 J 市に所在していた C 社で勤務していた時の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が異なっている。昭和 22 年当時、父には子供がいたため、父が無職であったということはない。

請求期間③については、I 県 K 市に所在していた D 社で勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

「ねんきんネット」で父の氏名を検索すると父の年金記録が存在しており、また、年金手帳番号「*」には、A 社及び B 社の厚生年金保険の被保険者記録、年金手帳番号「*」には、C 社及び D 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が収録されているはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、B社は、訂正請求記録の対象者が勤務していたことを確認できる資料は見当たらない旨回答している上、A社については、商業登記簿謄本によると、昭和22年8月15日付けで解散しており、同社からは訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険の届出状況等を確認できる資料を得ることができない。

また、L社の元事業主に対して、同社とA社及びM社の関係、並びに請求期間①に係る資料の有無について照会したところ、当該事業主は、これらの事業所はすべて同一の事業所であること、訂正請求記録の対象者の名前を覚えているが勤務した期間は覚えておらず、これらの事業所における従業員に係る資料は無い旨回答している。

さらに、B社及びM社に係る厚生年金保険被保険者記録が記載されている各事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳に請求期間①におけるB社及びA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

2 請求期間②については、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和24年9月4日と記載されており、当該被保険者記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、昭和49年10月1日付けで解散していることから、訂正請求記録の対象者の勤務実態等を確認できる資料を得ることができない。

3 請求期間③については、D社は、訂正請求記録の対象者の勤務状況等に関する書類は見当たらないため不明である旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の勤務実態等を確認できない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳に訂正請求記録の対象者のD社に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

4 このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

なお、請求者が提出した「ねんきんネット」の検索結果（氏名及び事業所名称）を記載したメモ及び「持ち主不明記録にある事業所名一覧」には、訂正請求記録の対象者の年金記録の訂正をうかがわせる情報は含まれていない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600252 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600086 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 55 年 5 月 1 日付けで、A 社に入社したが、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 55 年 8 月 1 日と記録されている。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社に入社した直後の昭和 55 年 5 月に B 県で業務のための研修を受けたとしており、当該研修を受けた際の昭和 55 年 5 月 17 日に撮影されたとする写真を提出しているところ、請求期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者が、同社では入社直後に B 県において業務のための研修を受けた旨回答していること、及び同社の請求期間当時の事業主が、請求期間当時の資料は無いが就業規則に採用から 3 か月は試用期間と規定し、試用期間には研修を受けさせていた旨回答していることから、請求者は、請求期間において、厚生年金保険被保険者資格の要件を満たしていたものと推認できる。

しかしながら、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社からは請求者の主張を裏付ける資料等を得ることができない。

また、前述の事業主は、請求期間当時の資料が無いため、請求者の請求期間における給与からの厚生年金保険料の控除については不明であるが、請求期間当時、3 か月の試用期間経過後に正社員とし、正社員とした際に厚生年金保険に加入させていた旨回答している上、前述の複数の者は、採用された日から 3 か月は試用期間であり、試用期間後に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、試用期間中は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。